

大口町コミュニティバス「車両」有料広告募集要項

大口町では、大口町コミュニティバスの車両に有料広告を掲載する方を募集します。個人、法人は問いませんので、広告媒体のひとつとしてご利用ください。

1 広告の種類 掲載車両 規格 掲載期間、掲載料

広告の種類	「車両」	
掲載車両	①中部ルート運行車両（36人乗り） 【パロマ前⇄江南駅・パロー前⇄江南駅】 ②南部・基幹ルート運行車両（37人乗り） 【南部ルート：平日朝夕運行便（布袋駅⇄布袋駅）】 【基幹ルート：毎日運行便（さくら総合病院前⇄柏森駅）】 ③北部ルート運行車両（36人乗り） 【萩島集会場⇄柏森駅】【産業団地西⇄柏森駅】 【健康文化センター⇄柏森駅⇄健康文化センター】	
規格	B3横版（縦36.4cm×横51.5cm）以下	
掲載料	窓枠上部	1ヶ月1,500円/枠

注1 掲載期間については、1ヶ月単位とします。

注2 納入された※掲載料は返還いたしません。

（※掲載期間が1ヶ月に満たない場合の掲載料は、掲載可能日数による日割計算とします。）

注3 公益上その他必要があると認められるときは広告料を免除とする場合があります。

注4 広告物は、手づくりで作成されたものでも、広告製作会社で作成された印刷物でも結構です。

2 諸費用

掲載料とは別に、広告作成費用（実費）が必要となります。

3 広告募集枠 ●窓枠上部 10枠×3台

4 申込み

申込方法	申込書（別紙）を郵送、メール又はFAXで下記まで送付してください。
決定方法	先着順となります。ただし、窓枠上部は掲載位置の指定はできません。

5 決定後の手続

決定通知書の交付後、次の手続をお願いすることになります。

○契約書の締結

○掲載料の納付

○広告物を作成し、町民安全課までお持ちください。（車内に掲示）

○広告物は掲載期間終了後、車内から撤去した後に返却します。

6 その他

大口町有料広告掲載事業に関する要綱及び大口町有料広告掲載基準を遵守してください。

【申込み・お問い合わせ先】 大口町役場地域協働部町民安全課
 〒480-0144 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
 TEL 0587-95-1966 FAX 0587-95-5721
 Eメール：chominanzen@town.oguchi.lg.jp

車両広告作成手順

- 規 格 B3横版（縦36.4cm×横51.5cm）以下
- 仕 様 手作りで作成されたものでも、広告制作会社された印刷物でも結構です。

○ 流れ

